

暮らしのお知らせ

災害時の情報収集に

防災行政無線・なりたメール配信サービス

市では、地震や大雨などの際に発令する避難指示など、防災に関する情報を防災行政無線やなりたメール配信サービスでお知らせしています。

災害時の情報収集手段として活用してください。

防災行政無線

いち早く防災情報を伝えるため、防災行政無線を放送しています。防災行政無線は、強風や雨などの影響を受ける場合のほか、気密性が高い住宅では聞き取りにくくなる場合があります。聞き逃した時

などは防災行政無線テレホンサービス(0120・38・3898)や、なりたメール配信サービスホームページ、防災



防災情報X



なりたメール配信サービス

情報Xで確認できます。

なりたメール配信サービス

防災に関する情報などを多言語でパソコンやスマートフォンなどに配信しています。

外出している場合などでも屋外の防災行政無線の放送内容を受け取ることができます。

配信を希望する場合は事前登録をしてください。登録は無料です。

配信内容(選択可) 〓防災情報、

大気に関する情報、消防情報、防犯・安全情報、防災行政無線情報

対応言語 〓日本語、英語、韓国

語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法 〓下のQR



登録はこちらから

Rコードを読み取るか、登録用アドレス(enari.ta@sg.jp)に空メールを送

信して登録する

成田市LINEを活用して

メインメニューにある「防災」をタップすると、防災行政無線の放送内容やハザードマップ、最寄りの避難所などを確認できます。

下のQRコードから登録してください。



成田市LINE

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

令和8年度の募集開始

なりた景観資産

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられて良好な景観を望むことができる場所を「なりた景観資産」として登録しています。

景観資産は、随時募集しますので、お気に入りの場所を推薦してください。

※くわしくは公園

緑地課(☎20・1562)または市

ホームページへ。



市ホームページ

消費生活センターからお知らせします

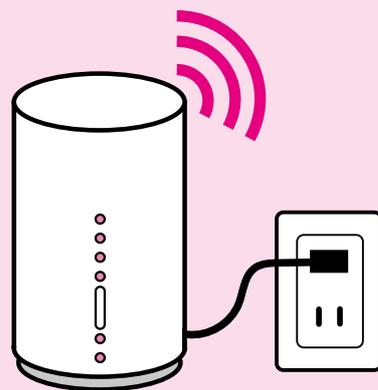
据え置き型Wi-Fiルーターの契約に注意!

コンセントに挿すだけで使える据え置き型Wi-Fiルーターは、工事不要で手軽にインターネット環境を整えることができます。

一方で「無料と言われて契約したが無料ではなかった」「電波が繋がらない」「解約したらルーター本体の代金を請求された」などのトラブルが多く見られます。

トラブルに遭わないためにも、次のことに気を付けましょう。

- 自宅のインターネット環境が整っているか、どのくらいのデータ量を使っているかを確認しておく
- 契約する前に通信料金とルーター本体の代金、解約時に発生する料金を確認する



- 解約する場合はすぐに契約先事業者に連絡する

不安に思ったり、トラブルになったりした場合は、消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

可燃ごみで出さないで
リチウムイオン電池などの捨て方

モバイルバッテリーや電子たばこなどに内蔵されている充電式電池は、衝撃を加えると発火や爆発の恐れがあり、火災や作業員のけがの原因となります。

ごみとして出す時は、リサイクル協力店に持ち込むか、必ず電源が入らない状態に放電してから、金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定袋)として出してください。

また、膨張や破損した物など、リサイクル協力店で回収されないバッテリーは、事前にクリーン推進課(☎20・15330)またはリサイクルプラザ(☎36・1000)へ連絡してから持ち込んでください。

事故発生防止のために、皆さんのご協力をお願いします。
※くわしくはクリーン推進課へ。

納期限までに支払いを

市税などの納付

市税などは、決められた納期限までに納付してください。

納期限までに納めなかった人に対しては、督促状や催告書を送付し、納付を促しています。

口座振替をお勧めします

市税などの納付には、納め忘れない口座振替が便利です。

一度申し込みをすれば、次年度以降も口座振替が継続されます。

口座振替は、市ホームページからアクセスできる専用サイト、または



市ホームページ

取扱金融機関の窓口で申し込みます。

納付が困難な場合は相談を

病气や失業、事業収益の減少

など、やむを得ない理由で税金を納期限までに納めることが難しい場合は、必ず納期限内に納税課(☎20・15119)に相談してください。休日窓口サービスでも相談を受け付けています。生活状況などを聞き取った上で、徴収を猶予する制度などもあります。納期限を過ぎると、年9・1パーセント(納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・8パーセント(令和8年の場合)の延滞金が発生します。滞納が続く場合は財産調査を行い、預貯金や給与、不動産、生命保険、自動車などの財産を差し押さえる滞納処分を執行します。

※くわしくは納税課へ。

住所が変わったら手続きを
転入・転出・転居

引っ越しなどで住所が変わる時は、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を控えてきてください。届け出に来た人の本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などが必要です。

また、住所が変わる人のマイナンバーカードも持ってきてください。外国籍の人は在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。なお、市民課では、一部の手続きを除き、毎週日曜日(7月からは第2・4日曜日)も各種届け出を受け付けています。**マイナポータルで転出の届け出**

を

マイナンバーカードを持っている人は、マイポータルから転出の届け出ができます。利用



デジタル庁公式note

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナポータルなどで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカード(持っている人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ・後期高齢者医療保険の資格確認書・介護保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ・後期高齢者医療保険の資格確認書・介護保険被保険者証(いずれも加入している人)

方法などの詳細はデジタル庁公式noteで確認してください。
※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



3月1日(日)~15日(日)

- 1日 成田高校卒業式
- 4日 成田用水土地改良区総代会
経済環境常任委員会
- 5日 建設水道常任委員会
空港対策特別委員会
- 6日 教育民生常任委員会
- 7日 生涯大学院卒業式
藤リハビリテーション学院卒業式
- 9日 総務常任委員会
- 10日 予算特別委員会(~12日)
- 11日 桃園市特産品PR交流会
成田中学校卒業式
- 12日 根木名川土地改良区総代会
こども未来政策委員会
- 13日 ふれあいるーむ21修了の会
- 14日 多文化交流フェスティバル
日本自動車大学校卒業式
- 15日 国際医療福祉大学卒業式



こども未来政策委員会(12日)

暮らしのお知らせ

事業所や企業を対象に

経済センサス活動調査

6月1日(月)を基準日として、5年に1度の統計調査である経済センサス活動調査が行われます。

この調査は事業所や企業の経済活動の状況を全国的・地域別に明らかにすることを目的としています。調査結果は行政施策や民間企業の経営計画などに活用されます。

各事業所へ調査書類が郵送されます。手元に届いたら、インターネットで回答してください。
※くわしくは企画政策課(☎20・1500)へ。

年金からの特別徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4・6・8月の金額(仮徴収額)は、令和8年2月分と原則同額です。10・12・2月の特別徴収額は7月下旬にお知らせします。

口座振替での納付を希望する人は、金融機関窓口

口または市ホームページにある専用サイトで手続きの上、手続きしたことが分かる物を持って保険年金課(市役所1階)へ来てください。



市ホームページ

※くわしくは同課(国民健康保険☎20・1526、後期高齢者医療保険☎20・1547)へ。

開始・中止などの連絡

水道・公共下水道

水道・公共下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みは、(株)スカイアクアサービス成田営業所(☎85・4127)へ連絡してください。同社ホームページからも使用開始・中止の申し込みができます。



(株)スカイアクアサービスホームページ

ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・0001・24



県ホームページ

5)へ連絡してください。県ホームページにあるマイポータルからも使用開始・中止の申し込みができます。

※くわしくは、水道については水道部業務課(☎22・0269)、公共下水道については下水道課(☎20・1553)へ。

国民健康保険

加入・脱退の手続き

職場の健康保険から脱退した時は、間を空けずにほかの健康保険などに加入できる場合を除き、国民健康保険への加入の届け出が必要です。また、国民健康保険に加入している人が就職などでほかの健康保険に加入した場合は、国民健康保険の脱退の届け出が必要です。

届け出に必要な物などの詳細は、市ホームページで確認できます。



市ホームページ

資格確認書・資格情報のお知らせを交付します

健康保険を切り替えた時や資格確認書・資格情報のお知らせの有効期限が切れた時に、マイ

ナ保険証(健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード)を持っていない人には資格確認書を交付します。資格確認書を医療機関に提示することで、保険診療を受けることができます。

マイナ保険証を持っている人には、資格情報のお知らせを交付します。資格情報のお知らせのみでは受診できませんが、マイナ保険証と資格情報のお知らせを合わせて提示することで、マイナ保険証に対応していない医療機関を受診することができます。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

建築士による

住宅無料耐震相談

住宅の耐震性や耐震診断・耐震改修の方法などの相談を無料で受け付けています。

日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(21ページ)で確認してください。

対象Ⅱ一戸建て住宅・併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)・共同住宅

のいずれかを市内に所有している人
定員(1日当たり)Ⅱ6組(先着順)持ち物Ⅱ図面(ない場合は柱と壁の位置が分かる間取り図)

※申し込みは開催日の2日前までに建築住宅課(☎20・1564)へ。

令和8年度の受け付けを開始

ドッグランの利用登録

広沼街区公園(ウイング土屋)内にあるドッグランの令和8年度の利用登録を開始します。

登録方法Ⅱ公園緑地課(市役所5階)または市ホームページにあるドッグラン利用登録申請書兼誓約書、愛犬のカラー写真(4×3センチメートル)2枚、鑑札またはマイクログリップ登録証明書、狂犬病予防注射済票(申請日の1年以内に注射したことが証明できる物)を持って公園緑地課へ



市ホームページ

使用料Ⅱ無料
※くわしくは同課(☎20・1562)へ。